



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

3月末までの時限措置！ 「若年者等正規雇用化特別奨励金」

◆奨励金の概要

この奨励金は、「年長フリーターおよび 30 代後半の不安定就労者」または「採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等」を、平成 23 年度末（今年 3 月 31 日まで）までに正規雇用した事業主が、その後も引き続き正規雇用を行っている場合に、一定期間ごとに支給されるものです。

◆奨励金の 4 類型

それぞれの類型について対象年齢等の要件がありますので、ご注意ください。

(1) 「トライアル雇用活用」型

ハローワークの紹介でトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後、引き続き同一事業所で正規雇用する場合です。

(2) 「直接雇用」型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介で正規雇用する場合です。

(3) 「有期実習型訓練修了者雇用」型

「有期実習型訓練修了者」を正規雇用する場合です。

(4) 「内定取消し雇用」型

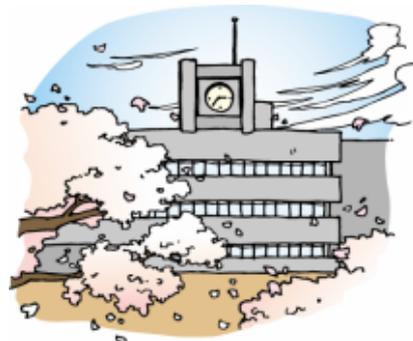
ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により、採用内定を取り消されて就職先が未定の新規学校卒業者を正規雇用する場合です。

◆奨励金の支給額

支給額は次の通りです。

(1) 第 1 期：25 万円（中小企業は 50 万円）

正規雇用開始日から 6 カ月経過後、1 カ月以内に申請を行います。



(2) 第 2 期：12 万 5,000 円（中小企業は 25 万円）

正規雇用開始日から 1 年 6 カ月経過後、1 カ月以内に申請を行います。

(3) 第 3 期：12 万 5,000 円（中小企業は 25 万円）

正規雇用開始日から 2 年 6 カ月経過後、1 カ月以内に申請を行います。

◆申請をご検討の場合はお早めに

冒頭に記載した通り、この奨励金には「平成 23 年度末（今年 3 月 31 日まで）までに正規雇用した事業主が、その後も引き続き正規雇用を行っている場合」との要件がありますので、申請をご検討の場合はお早めにご連絡ください。

「ディベート」の技術を仕事にも 役立てる

◆「ディベート」のメリットとは？

ディベートは、ルールに則り、あるテーマに対して肯定側と否定側に分かれ、相手を論破するものです。

(1) 自らの主張を明らかにする「立論」、(2)

相手の主張に対する「質問」、(3)相手の主張に対する「反論」で構成されており、この技術を手に入れることができれば仕事にも役立つことでしょう。

一度、社内でも実施されてみてはいかがでしょうか？

◆準備が大切

まず、「立論」では資料を集めて読み込み、原稿を作成します。周りから高い評価を得るためには、決められた持ち時間の中で、相手の主張をよく理解し、かみあった「質問」や「反論」をしなければなりませんので、様々な能力が問われます。

切り返しが必要な議論は苦手と感じる人もいますが、「アドリブが上手ということよりも、しっかりと調べ、学習をして、主張や想定できる反論をよく練るなど、準備することが大切」だと言われています。

◆半年間は継続する

ディベートの専門家は、「ディベートは1回経験するだけでも効果はあるが、本来は実践を繰り返して行って反省や改善をしていくものであるから、半年は継続してほしい」と言っています。

ディベートは自分の意見を述べるだけでなく、異なる立場の人の考えをしっかりと聞くのにも役立つものです。社内でも、社内以外でも良いですから、一度経験してみる価値があるのではないのでしょうか。

[労働基準監督署]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
<4月1日現在> [市区町村]

30日

- 公益法人等の道府県民税・市町村民税均等割申告・納付 [都道府県・市区町村]
- 固定資産税<都市計画税>の納付<第1期分>
[郵便局または銀行]
- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月~3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

春の兆しが少しずつ感じられるようになってきました。皆さんは体調にお変わりありませんか。

今年度は、保険料に関して2つ改正があります。1つは、**健康保険料率**です。

都道府県によって、料率は異なりますが、栃木県、群馬県ともに、前回の9.47%から9.95%に引き上げられました。

これは、厳しい医療保険の財政状況に加え、高齢者医療への拠出金が増え続けていることが原因です。全国平均は前回の9.95%から10%になりました。給与計算では、3月分(4月納付分)からの変更となります。

2つ目は、**雇用保険料率**です。

全体的に0.2%の引き下げとなりました。例えば一般の事業では、雇用保険料率が1,000分の15.5から、13.5と引き下げとなりました。

(内、労働者負担分1000分の6→1000分の5へ)

4月1日以降の給与から保険料が変更となります。

4月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>